

利用規約

本規約は、おのまる商店（以下「甲」）のレンタサイクルを利用するお客様（以下「乙」）に対して適用されるものとします。なおこの規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。

第1条（目的）

甲は、甲のレンタサイクル利用を通じて、乙の観光旅行またはサイクルライフの充実を図るとともに、自転車文化の普及に寄与することを目的とします。

第2条（利用資格）

レンタサイクルは、次の各号の全部に適合する乙のみ、利用することができます。

1. 甲の趣旨に賛同し、本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方。
2. 甲および各運営会社からの連絡が可能な電話番号を所有している方。
3. 貸出日に身分証明書を携帯しており、甲スタッフに提示することができる方。
4. スポーツサイクルの利用に耐えうる健康状態の方。
5. 酒気を帯びていない方。
6. 反社会的勢力の関係者でない方。
7. 感染症、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疫病のない方。
8. 高校生以下の場合、貸出期間中、親権者またはそれに類する者（以下「保護者」といいます）が同伴できる方。または利用申込に際し、保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が可能な方（別紙「同意書」を参照）。なお保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
9. 過去にレンタサイクル費用の滞納がない方。
10. その他、甲が利用に適すと判断した方。

第3条（予約）

1. 乙は貸出希望日の前日、営業終了時間までに甲へ電話することで、事前予約を行うことができます。
2. 電話予約の際は、使用者の氏名と年齢、電話番号、希望する自転車の車種、貸出希望日時をお伝えください。
3. 貸出状況によって、ご希望の車種を貸出しできない場合があります。
4. 予約なしでも、当日の貸出しは可能です。ただし事前予約の乙を優先させていただきます。
5. 貸出日当日に予約時間までに遅れそうな場合は、予約時間になる前に甲まで電話連絡をしてください。
6. 予約申し込みで登録した身長と実際の身長が異なり、貸出自転車の適応身長に合わない場合は貸出をお断りします。

第4条（予約の変更）

乙は予め、あらかじめ甲へ連絡し承諾を受けることで、予約を変更することができます。

第5条（予約のキャンセル）

1. 乙は、貸出前日の営業時間までに甲へ連絡することで、予約をキャンセルすることができます。
2. 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。
3. 当日のキャンセルは、レンタル料金の100%を請求致します。
4. 悪天候によるキャンセルは、キャンセル料金が発生しません。

第6条（利用申込手続き）

利用申込の手続きは、以下の通りとします。

1. 店頭スタッフとともに、貸出期間とプランについて確認します。
2. レンタサイクル申込書に所定事項を記入します。
3. レンタサイクル申込書と身分証明書を、甲スタッフに渡します。なお、甲スタッフは、身分証明書の確認を行い、場合によっては、番号を控えさせていただきます。
4. 貸出料金の精算を行います。貸出料金は別途定めた通りとし、原則として前払いで精算するものとします。
5. 甲スタッフから、レンタルサイクルについて取扱い説明を行います。
6. 甲スタッフは、乙に合わせてレンタルサイクルを調整します。
7. 乙と甲スタッフは、貸出商品に整備不良がないこと等をともに確認します。
8. 甲スタッフは、乙に貸出商品をお渡しします。

第7条（貸出商品の返却）

1. 乙は、貸出商品を営業終了時間までに返却予定の甲に返却してください。
返却時間を超過した場合は30分ごとに540円(税込)が発生致しますので予めご了承ください。
2. 貸出商品は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに甲スタッフにお伝えください。

第8条（貸渡契約の成立）

1. 貸出商品の貸渡契約は、甲が貸出料金を受け取り、乙に貸出商品を渡したときに成立します。
2. 事故盗難その他、甲および各運営会社の責によらない事由により、乙が予約した貸出商品を貸し出すことができない場合には、甲は乙からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

第9条（利用申込の無効）

甲は、乙が貸出期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなく乙からの申込を無効とし、直ちに貸出商品の返還を請求することができるものとします。

この場合、第6条4項に従って甲が受け取った貸出料金は一切返納いたしません。

1. 本利用規約に反する行為を行ったとき。
2. 乙の責に帰する事由により事故を起こしたとき。

第10条（貸出期間超過）

1. 返却予定時間を過ぎることがあらかじめ想定される場合は、速やかに甲まで連絡してください。
2. 貸出期間を超過して返却した場合、乙は別途定める超過料金を支払うものとします。
3. 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
4. 返却予定時間を経過しても、乙からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認させていただく場合があります。

なおご連絡がない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

第11条（故障・破損）

1. 貸出商品が故障または破損した場合には、直ちに運転を中止し、甲まで連絡してください。
2. 乙の責に帰すべき事由により、貸出商品が故障または破損した場合は、その損害金額を乙に請求する場合があります。

ございます。

第12条（盗難・紛失）

1. 盗難または紛失があった場合、速やかに甲まで連絡してください。
2. 乙の責に帰すべき事由により、貸出商品が盗難または紛失された場合は、その損害金額を乙に請求する場合がございます。

第13条（事故）

1. 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに甲まで連絡してください。
2. 必要な場合は警察に連絡する等、法令で定められた処置を乙自身でとってください。
3. 乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えた場合、乙はこれを賠償するものとします。
4. 事故起因による自転車の故障によって乙や第三者に損害が発生したとしても、甲は一切の責任を負いません。
5. 事故についての示談等が必要な場合には、乙自らの責任で行っていただきます。甲は、事故についての一切の責任を負いません。
6. 『旅行保険』補償範囲内で補償いたします。

第14条（禁止行為）

1. 乙は貸出期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外に貸出商品を使用させることを禁じます。
2. 乙は貸出期間中、次に定める行為を行うことを禁じます。
 - ①無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為
 - ②危険箇所、不適當な場所または方法での使用
 - ③歩行者等の通行障害となるような行為
 - ④貸出商品の構造・装置等の改造および変更
 - ⑤その他、法令諸規則に反する行為

第15条（不可抗力事由による途中終了）

貸出期間中に、天災その他の甲・乙のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、乙はその旨を甲に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾するものとします。

第16条（信義則）

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際には、甲と乙は誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

2019.4.1 改訂

おのまる商店(レンタサイクル)
住所：広島県尾道市東御所町 1-1
電話番号：0848-29-9335